

右の問題につき上田学長は次の如く語った。

いまの学課制度は二年ばかり前に改正したもので実際やつて見ている悪い点を訂正する考へであるから、そのやうな問題があるならひとつ調査にとりかかつて善くしたらどうかと思ふ。さしあたつてそれは困ることだから何か本年度だけ臨時にせねばなるまい。しかし二年必修科目は一年必修のつぎである。また例へばこの前の改正で、成果がうすいといふ理由で予科三年より本科へもつて来た民法総則を再び三年でやるやう考へてゐる者もあるので十分調査して慎重にする必要がある。

第二四七号（昭和十二年四月二十六日）

(2) 師範出身者中心に養成所の方針移行

教育確保の消極的政策

本学附属商業教員養成所はその名称の示すごとく教職に従事する者のみの養成を本来の使命とするに拘らず近年、同養成所を卒業して学部で転学して実業界に進出する者多く、本年の如き卅余名の養成所生徒の中、十名も学部で転じてゐる状態では比の点に鑑み当局では将来特に、教職に進むべき確実性の多い者を選択したい意向を抱いてゐたが本年度より新たな試みとして入学試験に当り中学出身者と師範出身者とを分けたが、師範出身者の入学者は十一名の多数にのぼつたが、之等の入学者は語学力不足で授業に支障を来し、特に英語補習の一時間を課してゐる現状である。比の点に關し、特に師範出身者に優先権を与へて合格せしめたわけではないが養成所出身者就職先たる各学校で師範卒業の出身者を希望する傾向があり教員たる型にはまつた者を求め

るといふ外部的原因からして選抜し、師範出受験者には英作、書取の代りに教育学及び地理を課した、め従来、英語力不足により殆ど入試を突破し得ない状態にあつた師範出身者が非常に有利な立場に置かれ、又一方、昨年度より養成所の学費補給停止のため中学、商業学校出身者の入学志願者が激減し大部分が師範出身者だつたこと等が原因となつて本年は師範出の入学者は師範出身者の多いことが必要だとする考へや、授業に支障を来しても師範出を多くする要はないとの考へ等、種々の意見が行はれてゐるが兎に角、養成所本来の使命の上から不満の点が多く之は養成所のみに限つての問題ではなく根本的に考慮を払ふべき余地あるものとみられてゐるが最近教育界における一橋勢力の減退とも関連してこの師範出優先による教育者確保の消極的政策が果してよくかゝる傾向を食いとめ得るかは疑問であるが現在の養成所が中学、商業、師範の出身者の意識的対立を来してゐる際、この師範出身者に中心を移しつゝある当局の方針は注目されてゐる。

第二四八号（昭和十二年五月十日）

(3) 月刊誌「一橋論叢」来る一月に創刊

豫て懸案となつてゐた本学月刊雑誌発行は七月はじめの学部教授会にて大体の決定を見、細目を一任された準備委員、増地、井藤、山口、猪谷、中山各教授はその後上田学長を交へて準備会をひらき次の如く決定した。

即ち月刊誌は従来の研究年報に併置されるが、研究年報はあくまでもアカデミックなものであり、之に対し月刊誌は啓蒙的なものとして時

事問題を中心的に取扱ふ方針で名称を「一橋論叢」発行書肆は岩波で来年一月創刊とし九月中に編集準備にかゝる予定である。増地教授が主任に決定してゐるが他は未定、なほこの月刊誌は一般にも売り出されるが会員を募集し学会組織となる模様である。

第三五号（昭和十二年九月六日）

(4) 一橋法学不振の原因と対策を發表

法学研究部活動す

法学研究部では高文受験、科目選択等に現れた最近に於ける一橋法学の不振の原因及びその打破を探究し最近左の如く發表すると共に目下調査中の学制改革に対して積極的になり出すこととなつたがかかる法学低調には四つの原因を認められる。

第一に優良可と就職問題、次に法律学科と商業経済学科の負担の相違第三には予科及び高商の準備教育の不足と教授陣の不備、第四に三部制と選択科目の過多で第一第二の原因への対策としては法律の選択科目採点を出席制度調査に依る案、また法律一単位の採点を二単位にする案。

第三の原因に対しては法律は予科からやらねばならぬ故予科にて少く共一週六時間（三年間に）の授業を課し法律の考へ方を作る案。第四の原因については之らが法律学徒に可成りの負担を課しつつ、める故現行三部制を廃止し、学生の履修課目を減ずる案が夫々考へられるが、右案の是非は何れにもせよ、兎に角、統制経済強化、官界進出の標語をかゝりて法学研究部が一橋法律学振興の爲め、学制改革に対する活

発なる運動を開始したことは学生として最初の意志表示として各方面より期待されてゐる。

第三五号（昭和十二年十月十日）

(5) 学制調査委員会予科にも設置さる

学生側機関も愈々実現

予科に於ける学制改革運動は肅園以来絶えず続けられ、予科当局にても今春新学期以来之が実行機関設置を計画中であつたところ、去月初めの学部学制調査開始に刺激されて急速に進捗し、先月末の予科教授会に於て決定を見、予科学制改革調査委員会が設置され、堀主事を始め、牧、村上、川上、石田、町田、高島、太田（可）各教授が委員に決つた、目下学期試験の爲め、末だ委員会は開かれぬが本月下旬新学期開始と共に具体的活動に入るものと見られてゐる。

一方予科生の間でも、去る一月の有志学生大会に於ける学制改革決議以来一時下火になつたとはいへ、依然改革に対する要望熾烈なるものがあり、予科当局の委員会設置に呼応して学生側の実行機関設立を希望するもの多く、理事会でも学制改革委員会及び之の基礎たる全学的実行機関設置を計画してゐるが、之も新学期に入つて実現される模様である

第三五号（昭和十二年十月十日）